

ATLAS

🌿🌿 資産税～お役立ち～新聞 🌿🌿

📌 相続税・贈与税に関するお役立ち情報をお届けして参ります 📌

第3号(2015年11月)

アトラス総合事務所

東京都渋谷区南平台町2-17 日交渋谷南平台ビル6階

(TEL)03-3464-9333



✉️ ≪ 離婚と財産分与 ≫ ✉️



〔財産分与の本質〕

離婚時の財産分与の本質は、婚姻期間中に夫婦が協力して築き上げてきた財産について、離婚を機に清算することにあります。そしてその財産を築き上げるにあたっての貢献度合いに応じて分配するという趣旨です。



〔財産分与の協議はいつまでに？〕

特に法的な期限が定められている訳ではありませんが、一般的には離婚届出書を市区町村役場へ提出する時までに協議しておく場合が多いようです。



〔協議がまとまらない場合は？〕

財産分与について話し合いがまとまらない場合には、財産分与を請求する側が、請求される側の住所地域にある家庭裁判所、又は当事者双方が合意で定めた家庭裁判所に対し、調停又は審判の申し立てをして財産分与を求めることができます。

但し、この申し立ては、離婚届けが受理されてから2年以内に限ります。(民法第768条2項)

もし調停でも和解が成立しない場合には、家庭裁判所が一切の事情を考慮して、財産分与をさせるべきか否か、並びに分与させる額及びその方法について審判を下す事となります。



〔財産分与の対象となる財産〕

財産分与の対象となる財産は、自宅等の不動産、預貯金、有価証券、貴金属など婚姻中に夫婦の協力によって築き上げられた財産が財産分与の対象となります。

一方、婚姻前から所有している等明らかに固有財産と分かるものは、財産分与の対象にはなりません。



〔債務がある場合の財産分与〕

債務がある場合、財産と債務を比較してどちらが多いのかによって対応が変わってきます。

《財産の方が多い場合》

債務より財産の方が多い場合、財産から債務を控除した額が財産分与の対象となります。例えば、夫名義の自宅不動産が 6,000 万円、その住宅に係る夫名義の住宅ローンが 3,000 万円あったと仮定します。

この状態において、離婚に伴う財産分与を行うとした場合、その分与の対象となる財産は、自宅不動産の価値 6,000 万円からその住宅ローン 3,000 万円を控除した 3,000 万円です。

仮に財産分与の割合を 50% ずつとすると、夫は妻に対し 1,500 万円(=3,000 万円×50%) の財産を分与することになります。

《債務の方が多い場合》

財産より債務の方が多い場合には、一般的には財産分与を受ける事は出来ないと思われれます。例えば、夫名義の自宅不動産が 6,000 万円、その住宅に係る夫名義の住宅ローンが 7,000 万円あったと仮定します。

この場合、仮に自宅を売却してその売却代金の全額を住宅ローンの返済に充当したとしても、住宅ローンが残ってしまい、妻へ分与するだけの財産が残らないからです。

但し、上記のように離婚の際の財産分与において考慮される債務は、婚姻生活に関連して生じた債務に限定されますので、例えば、夫がギャンブル等の個人的理由から負った債務は、妻への財産分与額を計算する際には考慮されません。

 [終わり] 

ご案内

アトラス総合事務所では、将来の相続税対策、簡易財産診断、後見人問題、不動産登記に関する事柄等々、様々な御相談に対応しております。

『我が家は相続税が課税されるのかな?』、『相続税対策として会社を設立するとお得って本当?』等、質問・相談がございましたら、御遠慮無く弊社担当者まで連絡をくださいます様、お願い申し上げます。